

明示の例

就業場所	改正健康増進法上の施設の類型と受動喫煙を防止するための措置		求人申込み時の明示方法 ～「屋内の受動喫煙対策」の選択・記載方法～		
			「有無」欄	「対策」欄	「特記事項」欄
病院、学校、 児童福祉施設、 行政機関など	第一種 施設	敷地内禁煙の場合	あり	禁煙	「敷地内禁煙」などと記載
		敷地内に特定屋外喫煙場所 設置の場合★	あり	禁煙	「敷地内禁煙（屋外に喫煙場 所設置）」などと記載
バス・タクシー、旅客機など		禁煙	あり	禁煙	下記※3を参照
事業所、 飲食店、 ホテル・旅館、 鉄道・船舶、 その他の施設	第二種 施設	屋内禁煙の場合	あり	禁煙	—
		喫煙専用室または加熱式 たばこ専用喫煙室設置の 場合★	あり	禁煙室あり	「喫煙専用室設置」「加熱式 たばこ専用喫煙室設置」など と記載
		適用除外の場所あり (例：宿泊室内など) の場合★	あり	禁煙室あり	「喫煙可の宿泊室あり」など と記載
(経過措置) 既存の 営業規模 の小さな 飲食店※3	既存特定 飲食提供 施設	店内の一部を喫煙可能室 としている場合★	あり	喫煙室あり	「喫煙可能室設置」などと 記載
		店内の全部を喫煙可能室 としている場合	あり	—	—
喫煙が主目的の バー・スナック、 たばこ販売店など (2020年4月～)※3	喫煙 目的 施設	店内の一部を喫煙目的室 としている場合★	あり	喫煙室あり	「喫煙目的室設置」などと 記載
		店内の全部を喫煙目的室 としている場合	なし (喫煙可)	—	—
屋外（第一種施設を 除く）		—	その他	—	「屋外喫煙可（屋外で就 業）」などと記載

※1 就業場所に禁煙区域と喫煙可能区域がある場合（★）は、喫煙可能区域での業務があるか否かについて、可能な限り「喫煙可能区域での業務あり」「喫煙可能区域での業務なし」等と記載して下さい。

※2 バス・タクシー、鉄道、船舶、航空機の乗務員など、移動が前提の業務である場合には、恒常的に立ち寄る所属事務所など（鉄道の駅や空港のターミナルビルを含む）および業務を従事する場所（バス・タクシー、鉄道の車内、航空機の機内）の状況を明示する必要があります。

※3 改正健康増進法に基づく経過措置の対象となる既存の営業規模が小規模な飲食店とは、①2020年4月1日時点で現に存在する飲食店などであって、②資本金の額または出資の総額が5,000万円以下で、③客席面積が100㎡以下、のすべてを満たすものに限られます。

☆ポイント☆

「多数の者が利用する施設」とは、2人以上の者が同時に、又は、入れ替わり利用する施設をいいます。個人で経営している事務所や商店などであっても、来客や従業員がいる場合は対象となります。

また、喫煙ができるのは、以下の3つのいずれかに限られます。

- ①屋内禁煙（屋外は喫煙可。但し、周囲への配慮は必要。）
- ②喫煙専用室設置
- ③加熱式たばこ専用の喫煙室設置

* 法改正情報 *

平成30年7月に「改正健康増進法」が成立し、平成31年4月から一部が既に施行されていましたが、令和2年4月からは事業所、飲食店、ホテル等も含めて全面的に施行されました。この規定により屋内は原則禁煙となりますが、一定の条件のもと喫煙室などの設置は可能となっています。

なお、これに合わせて令和2年4月からは職業安定法施行規則が一部改正され、事業主が労働者の募集や求人への申し込みを行う際には「就業の場所における受動喫煙を防止する措置」の明示が義務付けられました。

⑤ 求人等に関する情報の的確な表示に関する事項（安定法第5条の4）

公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、募集情報等提供事業を行う者並びに労働者供給事業者は、この法律に基づく業務に関して新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法（以下この条において「広告等」という。）により求人若しくは労働者の募集に関する情報又は求職者若しくは労働者になろうとする者に関する情報その他厚生労働省令で定める情報（第三項において「求人等に関する情報」という。）を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

② 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、この法律に基づく業務に関して広告等により労働者の募集に関する情報その他厚生労働省令で定める情報を提供するときは、正確かつ最新の内容に保たなければならない。

③ 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者並びに労働者供給事業者は、この法律に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、厚生労働省令で定めるところにより正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならない。

ア 求人等に関する情報の的確な表示

シルバー連合が、求人に関する情報、求職者に関する情報、自ら若しくは求人者に関する情報又は法に基づく職業紹介事業者等の業務の実績に関する情報（以下「求人等に関する情